

議案第六十三号

杉並区立歯科保健医療センター条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十一日

提出者

杉並区長

山

田

宏

杉並区立歯科保健医療センター条例の一部を改正する条例  
杉並区立歯科保健医療センター条例（平成十三年杉並区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

歯科保健医療センターの管理委託を廃止する必要がある。

杉並区立歯科保健医療センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

旧 条 例

(管理の委託)

第八条 区長は、センターの管理を公共的団体である社団法人東京都杉並区歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に委託することができる。この場合において、区長は、歯科医師会との間に委託の範囲、管理の方法その他委託に関し必要な事項を定めなければならない。

2 前項の規定に基づき管理を委託したときは、区長は、予算の範囲内において、当該委託した事業の執行に要する経費を支払うものとする。

(委任)

第九条 略

料

資

(委任)

第八条 略